

テーマセッション パート2
＜米国の投資規制に関して＞

アメリカにおける対内直接投資規制とCFIUSの審査

慶應義塾大学

渡井 理佳子

アメリカにおける対内直接投資規制とCFIUSの審査

- I アメリカにおける対内直接投資規制
- II 審査機関：現在のCFIUSの構成
- III 2018年改正の背景
- IV FIRRMAの概要
- V 審査の現状
- VI 審査の展望

I-1 アメリカにおける対内直接投資規制(経緯)

2018年改正前の安全保障に基づく対内直接投資規制

- ・ 1989年 Exon-Florio Amendment
- ・ 2007年 Foreign Investment and National Security Act (FINSA)
- ・ 審査対象
アメリカの事業に外国の支配(foreign control)が及ぶ取引全般
外国投資家間の取引の計画であっても、当該取引がアメリカの安全保障に
外国の支配をもたらすものであるならば、審査対象 となる。
- ・ 投資計画がもたらす安全保障上の影響についての審査
 - ①外国の支配が、アメリカの安全保障に対して脅威をもたらすことにつき、
信頼できる証拠あり
 - ②国家緊急経済権限法(IEEPA)による以外、安全保障を確保する手段なし



大統領の中止命令
(司法審査の対象外・審査プロセスは情報公開法の適用除外)

I-2 アメリカにおける対内直接投資規制(2018年改正前)

安全保障の概念については、審査の考慮要素 (50 USC 4565 (f)(1)-(11))が参考になる。

Exon-Florioの 5項目

- | | |
|---------|--|
| 国防・軍事関係 | <ul style="list-style-type: none">①買収対象産業の国防上の重要性②買収対象が関わる国防上の需要と国内供給の程度③買収により国防に関わる国内産業・経済取引に生じる外国の支配④買収がテロ支援国家・ミサイル技術・生物化学兵器の拡散に与える潜在的影響⑤買収が国家安全保障に関わる技術移転に与える影響 |
|---------|--|

FINSAの 追加6項目

- | | |
|----------|--|
| 国土安全保障関係 | <ul style="list-style-type: none">⑥買収が重要産業基盤にもたらす潜在的影響⑦買収が基幹技術にもたらす潜在的影響⑧外国政府による支配の可能性⑨外国投資家の国籍国の核不拡散防止・テロ対策におけるアメリカとの協力関係⑩買収がエネルギー供給や重要資源調達の長期見通しに与える影響⑪大統領・CFIUSが重要と考える他の要素 |
|----------|--|

Ⅱ 審査機関：現在のCFIUSの構成

対米外国投資委員会 Committee on Foreign Investment in the US
(CFIUS, 50 USC 4565(k))

委員長：財務長官		
商務長官		国防長官
国務長官		国土安全保障長官
科学技術政策局長		エネルギー長官
通商代表		司法長官
		
		
		
		

オブザーバーとして
 行政管理予算局
 経済諮問委員会
 国家安全保障会議
 国家経済会議
 国土安全保障会議

Image Credit
 各行政機関のHP

Ⅲ 2018年改正の背景

- 改正の背景 = 超党派の取組み
2016年11月 米中経済・安全保障検討委員会報告書
- National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019 (国防授權法)
 - ① Foreign Investment Risk Review Modernization Act (FIRRMA)
外国投資リスク審査現代化法 = 財務省
 - ② Export Control Reform Act of 2018 (ECRA)
輸出管理改革法 = 商務省産業安全保障局
- 2018年1月18日上院銀行住宅都市問題委員会 Cornyn上院議員の発言
<https://www.congress.gov/115/chrg/CHRG-115shrg29914/CHRG-115shrg29914.pdf>
“The context for this legislation is important and relatively straight forward, and it’s China.”

IV－1 FIRRMの概要(審査プロセス)

審査機関	審査段階 審査期間	次の段階への移行要件 (買収計画が承認されれば、次の段階には移行しない)
対米外国投資委員会	新設 通知前手続	申告(Declaration)、一定の場合に義務となる 申告期間:取引完了45日前まで、CFIUSは30日以内に判断
	第1次審査 45日間	買収計画当事者からの任意の通知(Notice)によって審査開始 ＜第2次審査への移行要件＞ ①第1次審査で投資計画が承認されず、安全保障を損なう危険 ②外国政府による投資計画 ③重要産業基盤に関わる投資計画 ④主務官庁が第2次審査を推奨し、CFIUSが承認
	第2次審査 45日間 (最長60日)	安全保障への脅威の軽減に向け、軽減合意の成立を目指す ＜第3次審査への移行要件＞ 安全保障への脅威が軽減されず、第2次審査の終結時に承認出ず
大統領	第3次審査 15日間	①外国の支配が及ぶことが、アメリカの国家安全保障に対して脅威を及ぼすことにつき、信頼できる証拠がある。 ②国家緊急経済権限法(IEEPA)による以外、国家安全保障を確保する手段がない。 →中止命令

IV－2 FIRRMの概要(審査対象)

- 1 外国投資家によるアメリカ事業の買収等であって、アメリカ事業に対する支配をもたらすもの(従来)
- 2 支配には至っていない投資のうち以下の両方に該当するもの

(1) TIDアメリカ事業

- ① Critical Technology = Emerging & Foundational Technologiesを含む重要技術の生産、設計、試験、製造、製作または開発
- ② Critical Infrastructure
重要産業基盤の保有、運営、製造、供給またはサービス提供
- ③ Sensitive Personal Data
アメリカ市民の機微にわたる個人データの保持・収集

(2) 一定の権利を付与する投資 Non-Controlling but Non-Passive

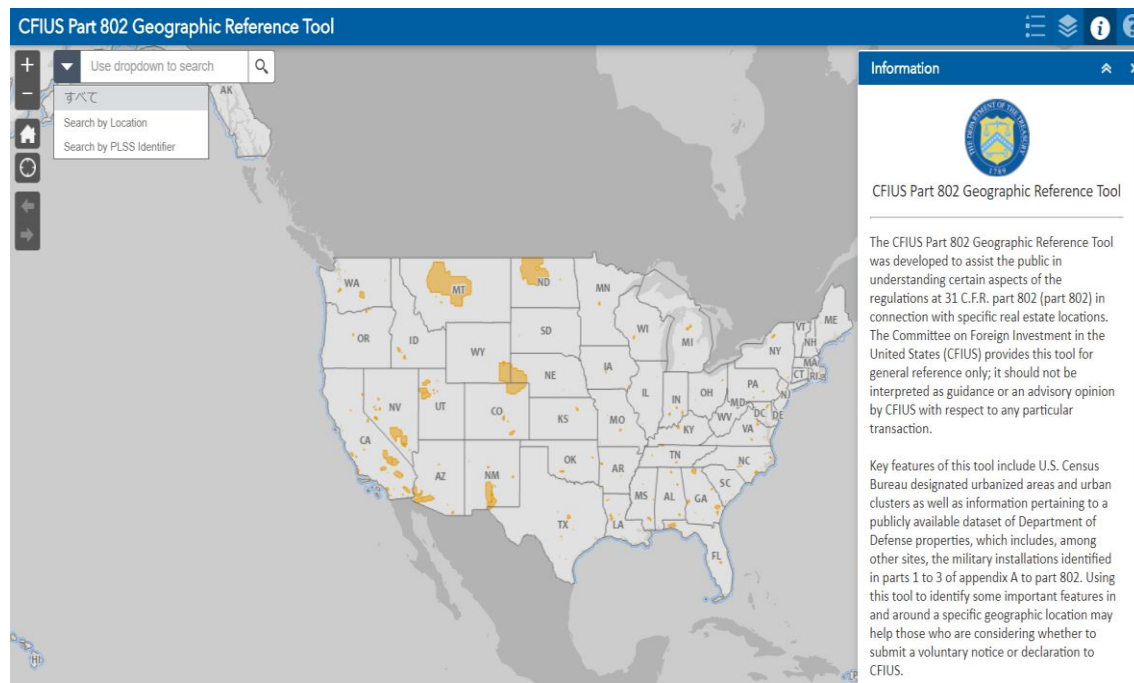
- ① 非公開の重要な技術情報へのアクセス
- ② 取締役会の選任権・監督権
- ③ 議決権行使以外の方法による意思決定への関与

IV－3 FIRRMMAの概要(審査対象)

3 一定の不動産の売買・賃貸・権益の譲渡

外国投資家による審査対象不動産の購入・賃借・使用許可であり、当該不動産について財産権の4要素(物理的にアクセスする権利、他者の物理的アクセスを排除する権利、修繕・開発する権利、固定資産を付着させる権利)のうち、3要素をもたらずもの(単一の住宅ユニット、都市化区域にある不動産は除外)。

アメリカ財務省ウェブサイト・国勢調査局ウェブサイトより検索



CFIOUS Part 802 Geographic Reference Tool

Use dropdown to search

すべて

Search by Location

Search by PLSS Identifier

Information

CFIOUS Part 802 Geographic Reference Tool

The CFIOUS Part 802 Geographic Reference Tool was developed to assist the public in understanding certain aspects of the regulations at 31 C.F.R. part 802 (part 802) in connection with specific real estate locations. The Committee on Foreign Investment in the United States (CFIOUS) provides this tool for general reference only; it should not be interpreted as guidance or an advisory opinion by CFIOUS with respect to any particular transaction.

Key features of this tool include U.S. Census Bureau designated urbanized areas and urban clusters as well as information pertaining to a publicly available dataset of Department of Defense properties, which includes, among other sites, the military installations identified in parts 1 to 3 of appendix A to part 802. Using this tool to identify some important features in and around a specific geographic location may help those who are considering whether to submit a voluntary notice or declaration to CFIOUS.

IV－4 FIRRMAの概要（FIRRMAにおける考慮要素）

- ・ 議会決議 FIRRMA 1702(c)
 - 1 重要な技術・重要インフラの獲得を戦略的な目標として掲げる特定懸念国 (country of special concern)による投資
 - 2 外国政府・外国人投資家による支配の蓄積または重要産業基盤・エネルギー資産・重要物質・重要技術をめぐる取引が、安全保障にもたらす潜在的影響
 - 3 アメリカの法規制の遵守状況
 - 4 安全保障上の要求を充たすための人的資源・製品・技術・物質・その他の供給能力・提供力に与える影響
 - 5 特定可能な人的情報・遺伝子情報・その他アメリカ国民の機微にわたる情報が外国政府・外国人投資家にわたることが安全保障にもたらす危険
 - 6 サイバーセキュリティへの影響

IV－5 FIRRMAの概要(同盟国・特定懸念国・例外国)

- 同盟国との関係 50 USC 4565(c)
- 特定懸念国(country of special concern) 50 USC 4565(a)(4)
重要な技術・重要インフラの獲得を戦略的な目標として掲げる特定懸念国に関わる取引であるかが、審査の際の考慮要素となっている。
- 例外国(excepted foreign state) 31 CFR 800.218, 800.214
CFIUSが認定した国家で、安全保障上のリスクとの関係で対内直接投資を分析し、アメリカとの連携を可能とする手続を制定し、それを実際に運用している旨をCFIUSが確認した国家が「ホワイト国」となる。次は、2023年2月に判断がなされる。

◎オーストラリア、カナダ

○イギリス、ニュージーランド

V-1 審査の現状(総件数)

- CFIUS年次報告書2020(2021年7月)

出典: Dept. of Treasury <https://home.treasury.gov/system/files/206/CFIUS-Summary-Data-2008-2020.pdf> を一部改変

Information Regarding Notices and Presidential Decisions for Covered Transactions*						
2008-2020						
Year	Number of Notices	Number of Investigations	Presidential Decisions	Notices Cleared with Mitigation	Notices Rejected**	Total Notices Withdrawn***
2008	155	23	0	2	2	23
2009	65	25	0	5	0	7
2010	93	35	0	8	0	12
2011	111	40	0	8	0	6
2012	114	45	1	5	0	22
2013	97	49	0	9	2	8
2014	147	52	0	9	1	12
2015	143	67	0	12	1	13
2016	172	79	1	17	0	27
2017	237	172	1	30	0	74
2018	229	158	1	37	2	66
2019	231	113	1	28	1	30
2020	187	88	1	16	1	29

V-2 審査の現状(外国投資家の国籍・投資先事業)

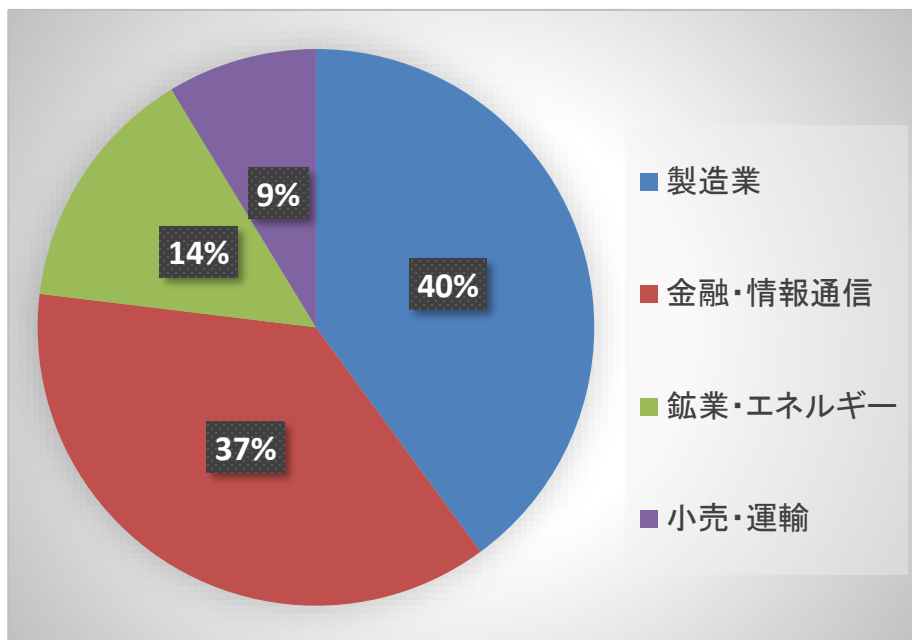
・ CFIUS年次報告書2020(2021年7月)

(1)2018年～2020年 外国投資家の国籍の状況

①申告数 日本37、カナダ34、イギリス24 (CFIUS Report p.11)

②通知数 中国97、日本96、カナダ63 (CFIUS Report pp.35-36)

(2)2011～2020年 投資先事業 (CFIUS Report p.20より作成)



V-3 審査の現状(大統領命令)

年	大統領	外国投資家	概要
1990	ブッシュ	中国	宇宙航空技術輸出入公司(CATIC)によるアメリカの航空機部品メーカーMAMCOの買収。
2012	オバマ	中国	三一重工の関連企業Rallsによるアメリカの風力発電関連企業4社の買収。買収成立後の審査開始事案。
2016	オバマ	中国	投資ファンド福建芯片投資基金によるドイツの半導体企業 AIXTRON の買収。ドイツ側はいったん承認。
2017	トランプ	中国	投資ファンドCanyon Bridgeによるアメリカの半導体企業Latticeの買収。
2018	トランプ	シンガポール	半導体企業ブロードコムによるアメリカの半導体企業Qualcommの買収。
2020	トランプ	中国	ソフトウェア開発企業Beijing Shijiによるアメリカのホテル向けクラウドサービス事業StayNTouchの買収。
2020	トランプ	中国	プラットフォーム運営企業ByteDanceによるアメリカのソーシャルメディアサービスmusical.lyの買収。

VI 審査の展望

1 サプライチェーンをめぐる動き

2 データ保護をめぐる動き

Committee for the Assessment of Foreign Participation in the United States Telecommunications Services Sector (チーム・テレコム)の審査の行方

3 今後の動き

どうも有り難うございました